

12 奨学金及び授業料の減免制度

(1) 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金	遠 距 離 通 学 費	定時制通信制課程修学奨励金	独立行政法人 日 本 学 生 支 援 機 構										
貸 与 月 額	<table border="0"> <tr> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>1年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	公立	私立	1年 18,000円	30,000円	2年 18,000円	30,000円	3年 18,000円	30,000円	4年 18,000円	30,000円	1年～4年 通学費等の月額7/10 (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制 1年 14,000 円 2年 14,000 円 3年 14,000 円 4年 14,000 円	(自宅) 公立 私立 2年 18,000円 30,000円 3年 18,000円 30,000円 4年 18,000円 30,000円 (自宅外) 公立 私立 2年 23,000円 35,000円 3年 23,000円 35,000円 4年 23,000円 35,000円 17年度入学生より県へ移管
公立	私立													
1年 18,000円	30,000円													
2年 18,000円	30,000円													
3年 18,000円	30,000円													
4年 18,000円	30,000円													
貸 与 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等(*)に在学すること ・ 保護者が県内に居住していること <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等(*)に在学すること ・ 保護者が県内に居住していること ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 通学費等が月額 8,000円以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学すること ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 経常的収入を得る職業に就いている者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校に在学すること ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績が優秀であること 								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること 													
償 還 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間 ・ 卒業した場合償還免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後6月据え置き、20年以内 										
利 子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 										

* 「高等学校等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、盲・ろう・養護学校の高等部、専修学校の高等課程を指す

(2) 授業料の減免制度

長野県高等学校授業料等徴収条例

第3条 特別の事情により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

第4条 条例第3条の規定による授業料の減免は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるとき。
- (2) 保護者が地方税法第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。
- (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となったとき。
- (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となったとき。
- (5) 母子家庭で著しく生活が困難となったとき。
- (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。